

第 220 回 奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和 5 年 4 月 25 日(火) 午後 1 時 30 分～ 午後 2 時 40 分

2. 場 所 横田庁舎 大会議室

3. 出席委員 (35名)

1番 高橋 政伸	3番 立石 寛	4番 若槻 隆季	5番 大坂 茂
6番 足立 信子	7番 古田川 光彦	8番 内田 吉彦	9番 藤原 康正
10番 石原 隆幸	11番 石原 敬士	13番 磯田 光徳	14番 藤原 功
15番 宇田川 光好	16番 安部 傭造	17番 勝部 定次	18番 金倉 弘美
19番 和久利 勝	20番 八澤 幹夫	21番 若槻 進	22番 藤原 克巳
24番 高橋 正敏	25番 石原 宏二	26番 賀元 春男	27番 若月 勝久
28番 藤原 修	29番 藤原 功	31番 山田 幸則	32番 福本 成美
35番 松原 康夫	36番 岩田 孝史	37番 若槻 保	38番 堀江 敏久
39番 永濱 孝之	40番 石原 博	41番 足立 康夫	42番 松島 昭夫

4. 事務局又は説明者

農業委員会 事務局長補佐 福田 貴美子

5. 欠席委員 (7名)

2番 中林 孝	12番 松原 武雄	23番 和久利 健	30番 小池 誠
33番 安部 治美	34番 卜藏 秀夫	43番 原田 二郎	

6. 議事日程

日程第1号 議事録署名委員の指名

日程第2号 議案第1号 非農地証明交付申請の承認について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第4号 農地利用集積計画の承認について (利用権設定・一括方式)

議案第5号 農地利用集積計画の承認について (利用権の設定)

その他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	ただいまより、奥出雲町農業委員会第220回総会を開催いたします。議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会会議規則第8条の定めにより、本日の出欠者の報告をいたします。本日の欠席者は2番中林委員、12番松原委員。出席者は18名中16名、過半数に達しており本日の総会は成立いたします。 次に、奥出雲町農業委員会会議規則第25条第3号の定めにより議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名委員は、1番 高橋委員、3番 立石委員をお願いいたします。 本日上程いたします議題は日程のとおりであります。議案第1号からその他まで順次行います。 それでは議事に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。事務局説明して下さい。
事務局	議案第1号、「農地法第2条第1項の規定により、下記農地の非農地証明申請があったので意見を求める」 令和5年4月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1。農地の所在、□□□□番。地目は登記簿、畑。現況、竹林。面積161㎡。 権利種別、非農地証明。所有者氏名 ○○○○。住所、▲▲▲▲番。 非農地の事由、昭和24年ごろから耕作不便のため。 現地調査につきましては、4月13日に■●●●地区の農業委員、推進委員の方3名で実施しました。 資料1に地図を載せておりますので、ご覧ください。 現地は、山手にのぼったところに位置し、永年耕作されておらず竹林となっており農地への復旧は、困難と思われます。 以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。 議案第1番号1について、6番足立委員、お願いいたします。
6番	番号1について、6番足立が補足説明いたします。 資料1に地図が載っておりますけれど、この地図は町道になってからですね。この現地は□□□□になります。近くに■●●●があります。先ほども事務局からご報告がありましたけれど、4月13日に□□□□地区の委員さん3名と、事務局の福田さん、計4名で現地確認いたしました。入り口から竹が生い茂っておりまして、100m先くらいまで行ったら現場のある場所なんです、一面、竹林になっておりました。半世紀以上も竹林化されて耕作不能と思います。承認よろしく願いします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号1について承認することに決しました。 次に議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見についてを上程いたします。事務局説明をお願いします。

事務局	議案第1号、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和5年4月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1。 農地の所在、□□□□番、外5筆。地目は登記簿、現況ともに、田、畑。 面積は283㎡他で計4,402㎡。権利種別、3条無償移転。 譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。 経営面積はご覧のとおりです。申請事由は、所有権の移転。 譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。 権利取得後の経営面積は123.3アールです。対価は無償です。 資料2に地図を載せておりますので、参考にご覧ください。 番号2。 農地の所在、□□□□番、1筆。地目は登記簿、現況ともに、田。 面積は163㎡。権利種別、3条無償移転。 譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。 経営面積はご覧のとおりです。申請事由は、所有権の移転。 譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。 権利取得後の経営面積は15アールです。対価は無償です。 資料3に地図を載せておりますので、参考にご覧ください。 番号3。 農地の所在、□□□□番、外5筆。地目は登記簿、現況ともに、田、畑。 面積は359㎡。権利種別、3条有償移転。 譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。 経営面積はご覧のとおりです。申請事由は、所有権の移転。 譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。 権利取得後の経営面積は29.8アールです。対価は、総額298,000円です。 資料4に地図を載せておりますので、参考にご覧ください。 番号4。 農地の所在、□□□□番、外1筆。地目は登記簿、現況ともに、畑。 面積は500㎡他で計937㎡。権利種別、3条無償移転。 譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。 経営面積はご覧のとおりです。申請事由は、所有権の移転。 譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。 権利取得後の経営面積は176.1アールです。対価は無償です。 資料5に地図を載せておりますので、参考にご覧ください。 番号5。 農地の所在、□□□□番、1筆。地目は登記簿、現況ともに、田。 面積は606㎡。権利種別、3条無償移転。 譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。 経営面積はご覧のとおりです。申請事由は、所有権の移転。 譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。 権利取得後の経営面積は6アールです。対価は無償です。 資料6に地図を載せておりますので、参考にご覧ください。 番号6。 農地の所在、□□□□番、1筆。地目は登記簿、現況ともに、畑。 面積は363㎡。権利種別、3条有償移転。
-----	---

事務局	譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。 経営面積はご覧のとおりです。申請事由は、所有権の移転。 譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。 権利取得後の経営面積は7.8アールです。対価は10アールあたり137,741円です。 資料7に地図を載せておりますので、参考にご覧ください。 これらの案件につきましては、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、権利取得後において行う耕作など事業に必要な農作業に従事すると、見込まれます。従って、農地法第3条第2項の不許可要件各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について21番若槻委員、お願いいたします。
21番	議案第2号番号1につきまして21番若槻が補足説明をさせていただきます。 場所は、□□□□自治会です。資料2にございますように、■■■■さん宅と書いてありますが、こちらが、もういらっしゃいませんが、○○○○さんの親御さんのお名前でございます。■■■■さん宅が旧○○○○宅になっていまして、大きなマルで囲まれているのが田圃です。小さなマル2つで囲まれているのが畑になっていまして、こちらを取得されるという案件でございます。なお、△△△△さんはもともと□□□□自治会の方です。近くで父さんも農作業をされていて、機械のは家の分を使って耕作をするという案件ですので、どうぞよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号1について承認することに決しました。 続いて番号2について補足説明に入ります。24番高橋委員お願いします。
24番	議案第2号番号2につきまして24番高橋が補足説明を行います。 資料3に載っていますように、■■■■さん宅と地図にあります。こちらが△△△△さんの実家です。○○○○さんは隣の家です。もともとこちらの■■■■さんの畑を○○○○さんの親御さんがむかし買収され、登記がされていなかったということが、土地を調べていたらわかったそうで、この度申請されたということです。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号2について承認することに決しました。 続いて番号3について補足説明に入ります。27番若月委員お願いします。

27番	議案第2号番号3につきまして27番若月が補足説明を行います。 資料4の地図にございますように、□□□□地内です。右の大きな建物は■■■■でございます。その上流側の農地ということになります。譲受人の△△△△さんは、地図でいきますと□□□□さんのお宅がございましたが、こちらの方でございます。自宅の近くということで耕作に意欲を示していращやいますので、よろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号3について承認することに決しました。 続いて番号4から番号5について補足説明に入ります。5番大坂委員お願いします。
5番	議案第2号番号4から番号5につきまして、農地の交換ということで関連がある案件ですので、5番大坂が併せて補足説明を行います。 番号4については資料5、番号5については資料6になります。△△△△さんと〇〇〇〇さんは、ともに□□□□自治会の方でございまして、資料で見ると家がちょっと離れているようにみえますが、実際は道を挟んで向こう側に家が見えるという関係でございます。場所ですが、■■■■に〇〇〇〇さん宅がありまして、家の下側に△△△△さんから交換の話が出ている田圃がございます。また、林道の先、300m行ったところ、△△△△さんの圃場の周りに〇〇〇〇さんの畑がございまして、管理がしやすいということで、今回の話になっております。管理はなされておりますので、問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。関連がありますので一括質疑に入りますが異議ございませんか。 (はいの声) 質疑ございませんか。 (はいの声) 一括承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号4から番号5について一括承認することに決しました。 続いて番号6について補足説明に入ります。17番勝部委員お願いします。
17番	議案第2号番号6につきまして17番勝部が補足説明を行います。 現地は□□□□にあります。■■■■の作業場があり、そちらの町道を挟んで反対側に位置しているところです。〇〇〇〇さんは、□□□□に勤めておられまして、いままで通いで耕作しておられましたけれど、それも大変ということで、△△△△さんに譲るということでございます。△△△△さんの畑がすぐ隣にありまして、話が進んだようでございます。△△△△さんの畑を確認いたしましたが、耕作がされておられまして、お話によるとタマネギを作ったりジャガイモやサツマイモを作ったりしていますということで、何ら問題ないと考えています。対価が、137,741円と記載がありますが、こちらは10アールあたりでございますので、約49,999円くらいということでして、ちょうど50,000円ということにしてお話がついたようでございます。以上、よろしくお願いいたします。

議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号6について承認することに決しました。 次に議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第3号。農地法第5条第1項の規定により、下記農地の許可後の事業計画変更申請があったので意見を求める。令和5年4月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1。 農地の所在、□□□□、1筆。地目は登記簿、現況ともに田。 面積1,186㎡のうち250㎡。権利は賃貸借。 貸付人氏名 ○○○○。 住所 ▲▲▲▲番。職業 ■■■■。 借受人氏名、△△△△。住所、●●●●番。職業、■■■■。 転用目的 進入路等、施設等 残土処理場 洗浄施設。 転用理由 建設発生土受入地から場外へ退出する際の泥の付着を除去するため。現道は狭小で施設の設置ができないため。 一時転用です。当初の転用期間は、許可の日から令和5年3月31日までです。 賃貸借料については、年あたり1万円です。 変更の期間 令和7年3月31日まで。 計画通りの事業が遂行できない理由 当該申請地に隣接する田の区画整備事業で盛土が不足しており許可期間内に完成できなかったため。 資料8ページに地図を載せておりますので、参考にご覧ください。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について、16番岩田委員、補足説明をお願いします。
16番	議案第3号番号1につきまして16番岩田が補足説明をさせていただきます。 場所は、□□□□になります。△△△△のほうで、残土を使って圃場を作っているところで、盛土をしています。現場に入るときはいいのですが、出るときは泥がついて県道が汚れたり、地域の方に迷惑がかかることということで、田圃を一時的に進入路として、泥を落とすための設備をされています。いまのところ周りのほうからの苦情等出ておりませんので何ら問題ないと思います。よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

議長	挙手全員、よって議案第3号番号1について承認することに決しました。 次に議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権設定・一括方式)上程します。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第4号。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和5年4月25日提出 奥出雲町農業委員会 会長。 農地中間管理機構 公益財団法人 しまね農業振興公社 を介して行う(一括方式)農地利用集積について利用権の設定を受ける者ごとにご説明します。 受け手は△△△△。 番号1。 農地の所在、□□□□番、外6筆。地目、登記簿、現況ともに田。 面積1,467㎡他で計9,165㎡です。 利用権を設定する者の氏名、○○○○、住所、▲▲▲▲番です。 利用目的は、田、期間は9年8カ月、賃貸借です。 番号2。 農地の所在、□□□□番、外5筆。地目、登記簿、現況ともに田。 面積1,761㎡他で計10,227㎡です。 利用権を設定する者の氏名、○○○○、住所、▲▲▲▲番です。 利用目的は、田、期間は9年8カ月、賃貸借です。 番号3。 農地の所在、□□□□番、外2筆。地目、登記簿、現況ともに田。 面積1,727㎡他で計5,885㎡です。 利用権を設定する者の氏名、○○○○、住所、▲▲▲▲番です。 利用目的は、田、期間は9年8カ月、賃貸借です。 番号4。 農地の所在、□□□□番、1筆。地目、登記簿、現況ともに田。 面積1,652㎡。 利用権を設定する者の氏名、○○○○、住所、▲▲▲▲番です。 利用目的は、田、期間は9年8カ月、賃貸借です。 番号5。 農地の所在、□□□□番、外1筆。地目、登記簿、現況ともに田。 面積2,491㎡他で計7,097㎡です。 利用権を設定する者の氏名、○○○○、住所、▲▲▲▲番です。 利用目的は、田、期間は9年8カ月、賃貸借です。 番号6。 農地の所在、□□□□番、外3筆。地目、登記簿、現況ともに田。 面積2,933㎡他で計8,860㎡です。 利用権を設定する者の氏名、○○○○、住所、▲▲▲▲番です。 利用目的は、田、期間は9年8カ月、賃貸借です。 番号7。 農地の所在、□□□□、外3筆。地目、登記簿、現況ともに田。 面積1,901㎡他で計6,464㎡です。

事務局	利用権を設定する者の氏名、〇〇〇〇、住所、▲▲▲▲番です。 利用目的は、田、期間は9年8カ月、賃貸借です。 番号8。 農地の所在、□□□□番、外7筆。地目、登記簿、現況ともに田。 面積1,703㎡、他で計14,191㎡です。 利用権を設定する者の氏名、〇〇〇〇、住所、▲▲▲▲番です。 利用目的は、田、期間は9年8カ月、賃貸借です。 番号9。 農地の所在、□□□□番、外1筆。地目、登記簿、現況ともに田。 面積2,115㎡他で3,680㎡。 利用権を設定する者の氏名、〇〇〇〇、住所、▲▲▲▲番。 利用目的は、田、期間は9年8カ月、賃貸借です。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入りたいと思いますが、番号1から9については受け手がすべて△△△△の案件でございますので、一括質疑一括承認とさせていただいてよろしいでしょうか。(はいの声)ありがとうございます。それでは番号1から番号2について、22番藤原委員、補足説明をお願いします。
22番	議案第4号番号1から番号2につきまして、22番藤原が補足説明をさせていただきます。 番号1につきまして、〇〇〇〇さんは、□□□□の方ですが、田圃は隣の■■■■地区の■■■■自治会になります。〇〇〇〇さんは高齢で身体の具合もあまり良くないということで、△△△△に耕作をしてもらいたいということです。農業振興公社を通してあり、問題はないと思います。 番号2につきまして、現地は、■■■■地区■■■■自治会の、□□□□寄りのところにあります。〇〇〇〇さんは高齢のため作付けができないということで、△△△△に耕作をしてもらいたいということです。同じく農業振興公社を介しての集積であり、問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	続いて番号3について、25番石原委員、補足説明をお願いします。
3番	議案第4号番号3につきまして、25番石原が補足説明をさせていただきます。 現地は□□□□ということですが、実際には■■■■自治会の■■■■地区になります。□□□□に〇〇〇〇さん宅がありまして、〇〇〇〇さんも高齢で今年から良く作らないということで、農業振興公社を通じて、△△△△をお願いしたということです。△△△△も、この近くにいくら作っておられますので、何ら差し支えないと思われます。よろしくお願いいたします。
議長	続いて番号4から番号5について、35番松原委員、補足説明をお願いします。
35番	議案第4号番号4から番号5につきまして、35番松原が補足説明をさせていただきます。 番号4、〇〇〇〇さんの案件につきまして、現地は□□□□自治会になります。△△△△もすでに□□□□自治会で耕作しており、そちらの一角の一筆でございます。こちら農業振興公社を通しての耕作でございますので、問題ないと考えています。 番号5、〇〇〇〇さんの案件につきまして、現地は□□□□自治会でございまして、■■■■の圃場になります。こちらにつきましても、農業振興公社を経由しながら△△△△へという関係でございまして、何ら問題ないと考えています。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長	続いて番号6について、38番堀尾委員、補足説明をお願いします。
38番	議案第4号番号6につきまして、38番堀尾が補足説明をさせていただきます。 この土地は、□□□□集落がございます。そちらの、国道から良く見える1筆の農地です。以前から△△△△で耕作をされていますが、今回は中間管理機構を介して利用権設定であり、新規となっています。何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	続いて番号7から番号9について、42番松島委員、補足説明をお願いします。
42番	議案第4号番号7から番号9につきまして、42番松島が補足説明をさせていただきます。 番号7につきまして、〇〇〇〇さんは、昨年度から体調を崩されたということで、今回、農業振興公社を通して△△△△に依頼がありました。何ら問題ないと考えています。 番号8につきまして、場所は□□□□になります。△△△△の●●●●さんが、今回、公社を通して△△△△に作付けを、ということで、何ら問題ないと思います。 番号9につきまして、こちらも〇〇〇〇さんが、公社を通してということですので、何ら問題ないと考えています。ご審議のほど、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。続いて一括質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 一括承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 一括承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号1から番号9について承認することに決しました。 次に議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)上程します。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第5号。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和5年4月25日提出 奥出雲町農業委員会 会長。 番号1。 農地の所在、□□□□番、他5筆。地目、登記簿、現況ともに田。 面積804㎡。内容は更新、新規です。 利用権を設定する者の氏名、〇〇〇〇、住所 ▲▲▲▲番。 経営面積はご覧のとおりです。 利用権の設定を受ける者の氏名、△△△△、住所、●●●●番。 利用権設定後の経営面積は、83.3アールです。 利用目的は、田、期間は6ヵ月、賃貸借です。 番号2。 農地の所在、□□□□番、1筆。地目、登記簿、現況ともに田。 面積1,377㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名、〇〇〇〇、住所 ▲▲▲▲番。 経営面積はご覧のとおりです。 利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所、●●●●番。 利用権設定後の経営面積は、97アールです。 利用目的は、田、期間は6ヵ月、賃貸借です。

事務局	番号3。 農地の所在、□□□□番、外3筆。地目、登記簿、現況ともに田。 面積1,320㎡他で4,087㎡。内容は更新と新規です。 利用権を設定する者の氏名、○○○○、住所 ▲▲▲▲番。 経営面積はご覧のとおりです。 利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所、●●●●番。 利用権設定後の経営面積は、100.5アールです。 利用目的は、田、期間は6ヵ月、賃貸借です。 番号4。 農地の所在、□□□□番、外1筆。地目、登記簿、現況ともに田。 面積1,213㎡他で1,976㎡。内容は新規です。 利用権を設定する者の氏名、○○○○、住所 ▲▲▲▲番。 経営面積は、ご覧のとおりです。 利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所、●●●●番、 利用権設定後の経営面積は、先ほど議案第2号番号3で承認をいただきましたので、 29.8アールを含め50アールです。 利用目的は、田、期間は2年9ヵ月、賃貸借です。 番号5。 農地の所在、□□□□番 外2筆。地目、登記簿、現況ともに田。 面積2,257㎡他で6,637㎡。内容は更新です。 利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所、▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。 利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。 利用権設定後の経営面積は、ご覧のとおりです。 利用目的は、田、期間は5年、賃貸借です。 番号6。 農地の所在、□□□□番、外3筆。地目、登記簿、現況ともに田。 面積6,293㎡他で10,360㎡。内容は更新です。 利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所、▲▲▲▲番。 経営面積はご覧のとおりです。 利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。 利用権設定後の経営面積は、ご覧のとおりです。 利用目的は、田、期間は5年、賃貸借です。 番号7、農地の所在、□□□□番、外4筆。地目は、登記簿、現況ともに田。 面積1,726㎡他で6,315㎡。内容は更新です。 利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。 経営面積はご覧のとおりです。 利用権の設定を受ける者の氏名、△△△△、住所、●●●●番。 利用権設定後の経営面積はご覧の通りです。利用目的は、田、期間は3年、賃貸借です。 番号8、農地の所在、□□□□番、外1筆。地目、登記簿、現況ともに田。 面積1,740㎡他で計3,224㎡。内容は更新です。 利用権を設定する者の氏名、○○○○、住所 ▲▲▲▲番。 経営面積はご覧のとおりです。 利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。 利用権設定後の経営面積は、ご覧のとおりです。 利用目的は、田、期間は4年11ヵ月、賃貸借です。 番号9、農地の所在、□□□□番、1筆。地目、登記簿、現況ともに田。
-----	--

事務局	面積2, 154㎡。内容は新規です。 利用権を設定する者の氏名、〇〇〇〇。住所 ▲▲▲▲番。 経営面積はご覧のとおりです。 利用権の設定を受ける者の氏名、△△△△、住所 ●●●●番。 利用権設定後の経営面積は、381. 1アールです。 利用目的は、田、期間は4年11か月、賃貸借です。 番号10、農地の所在、□□□□番、外6筆。地目、登記簿、現況ともに田。 面積2, 655㎡他で8, 371㎡。内容は更新です。 利用権を設定する者の氏名、〇〇〇〇、住所 ▲▲▲▲番。 経営面積はご覧のとおりです。 利用権の設定を受ける者の氏名、△△△△、住所 ●●●●番。 利用権設定後の経営面積は、381. 1アールです。 利用目的は、田、期間は4年11か月、賃貸借です。 番号11。 農地の所在 □□□□番、1筆。地目、登記簿、現況ともに田。 面積4, 291㎡。内容は更新です。 利用権を設定する者の氏名、〇〇〇〇。住所 ▲▲▲▲番。 経営面積はご覧のとおりです。 利用権の設定を受ける者の氏名、△△△△、住所 ●●●●番。 利用権設定後の経営面積は、ご覧のとおりです。 利用目的は、田、期間は5年、賃貸借です。 番号12。 農地の所在、□□□□番、外2筆。地目、登記簿、現況ともに田。 面積2, 985㎡他で5, 064㎡。内容は更新です。 利用権を設定する者の氏名、〇〇〇〇。住所 ▲▲▲▲番。 経営面積はご覧のとおりです。 利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。 利用権設定後の経営面積はご覧のとおりです。 利用目的は、田、期間は2年、賃貸借です。 番号13。 農地の所在、□□□□番、外1筆。地目、登記簿、現況ともに田。 面積1, 200㎡他で、2, 699㎡。内容は更新です。 利用権を設定する者の氏名、〇〇〇〇。住所 ▲▲▲▲番。 経営面積はご覧のとおりです。 利用権の設定を受ける者の氏名、△△△△、住所 ●●●●番。 利用権設定後の経営面積はご覧のとおりです。 利用目的は、田、期間は2年、賃貸借です。 以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事すること」の要件を満たしているものと考えます。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1から番号3について27番若月委員お願いします。
27番	議案第5号番号1から番号3につきまして27番若月が補足説明をさせていただきます。

27番	こちらの圃場は、それぞれ□□□□の□□□□自治会内です。□□□□という地区に存在する田圃です。 番号1と番号3について、〇〇〇〇さんと△△△△さんは□□□□自治会の方でございまして、△△△△さんは■ ■ ■ ■の方から通って耕作していらっしゃいますけれども、今回それぞれ再設定ということで、良好な管理もされていらっしゃいますので、問題はないと思います。 番号2について、〇〇〇〇さんは□□□□自治会の方です。現地は番号1の〇〇〇〇さんの田圃の隣ということで、△△△△さんが新たに集積をして耕作をされるということですので、何ら問題ないと思っております。よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 期間が6ヶ月というのには何か意味がありますか。3番立石委員。
3番	所有権移転の話が出ておりまして、手続きを進める上で期間が必要ということで、最初に利用権設定を6ヶ月として対応していただくようにしています。 わかりました。他に質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号1から番号3について承認することに決しました。
議長	続いて、番号4について27番若月委員お願いします。
27番	議案第5号番号4につきまして、引き続き27番若月が補足説明をさせていただきます。 現地は先ほど申しました□□□□地区にある圃場でございます。〇〇〇〇さん宅のすぐ下のほうにある田圃が2枚です。△△△△さんは、議案第2号でもご承認いただきましたが、こちらの〇〇〇〇さんの案件と合わせて、耕作面積が50アールということになります。非常に意欲を持っていらっしゃいますので、頑張って耕作をされるものと思います。よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号4について承認することに決しました。
27番	続いて、番号5から番号6については、受け手が△△△△さんですので、続けての補足説明を27番若月委員お願いします。
議長	議案第5号番号5から番号6につきまして、引き続き27番若月が補足説明をさせていただきます。 番号5、番号6、ともに□□□□自治会にある圃場でございます。番号5の〇〇〇〇さん、番号6の〇〇〇〇さんともに町外へ出ていらっしゃいますけれども、以前より△△△△さんが耕作をしていらっしゃいます。再設定ということで、何ら問題はないと思っています。よろしくお願いいたします。

議長	担当委員の補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号5から番号6について承認することに決しました。 続いて、番号7について34番ト藏委員お願いします。
34番	議案第5号番号7につきまして34番ト藏が補足説明をさせていただきます。 □□□□自治会館がございまして、そこから20mくらいのところにある道を上がり、家が途切れたところから田圃がはじまりまして、4枚ございます。再設定ということで特に問題ないだろうということで、よろしく願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号7について承認することに決しました。 続々続いて、番号8から番号10については、受け手が部田さんですので、続けての補足説明を37番ト藏委員お願いします。
37番	議案第5号番号8から番号10につきまして34番ト藏が補足説明をさせていただきます。 まず番号10について、現地は〇〇〇〇さん宅の私道を入り、道を挟んで左右に2枚、それからずっと上がり、宅地を少し過ぎたところに谷様(よう)の田圃が3枚あります。こちらは基本的に谷の中にありまして圃場をしていないということで、とりあえずなんとか、△△△△さんに、家庭菜園的なかたちで作ってもらっているということです。全部で5枚です。 それから□□□□、合計7枚が〇〇〇〇さん宅の圃場です。 番号8について、農道を少し進みますと、右側に2枚、圃場はしてないですが、〇〇〇〇さん宅の田圃がございます。 ここまでの案件は再設定ですので、問題はないと思います。 番号9について、農道を最後まで行きますと、□□□□があります。そちらを右に曲がり、2枚目が〇〇〇〇さん宅の田圃です。こちらは新規です。△△△△さんも非常に熱心な方で、何ら問題はなかろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。続いて一括質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 一括承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号8から番号10について承認することに決しました。

議長	続いて、番号11について39番永濱委員お願いします。
39番	議案第5号番号11につきまして39番永濱が補足説明をさせていただきます。 現地は□□□□地区□□□□地内、□□□□自治会にございます。□□□□にある農地です。再設定でございまして、これまでも問題ございませんので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号11について承認することに決しました。 続いて、番号12から番号13について受け手が△△△△さんですので、続けての補足説明を38番堀尾委員お願いします。
38番	議案第5号番号12から番号13について38番堀尾が補足説明をさせていただきます。 番号12について、場所は□□□□にある農地です。 番号13について、場所は□□□□自治会にある、△△△△さんのご実家の裏側にある農地です。△△△△さんは現在、■■■■に住まわれていますが、農繁期には実家に帰り、農作業や草刈り等されています。通常の管理は□□□□に営農組合がございまして、その構成員の協力により、農地を維持されています。更新ですので問題ないと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号11から番号12について承認することに決しました。 事務局、その他について何かございますでしょうか。
事務局	配布物についてご説明します。 ○相続登記の申請が義務化 ○農業経営基盤強化促進法の一部改正 それぞれパンフレットがあります。 ○活動記録セット 昨年度から新しくなりました。今年度分を配布いたしますので、ご記入いただきますようお願いいたします。
事務局	続いて事務局からのお願いです。 ○現地確認について

事務局	確認書の日付や確認事項が未記入の場合が多く見受けられます。必ずご記入をいただき、申請書とあわせてご提出されますようお願いいたします。
議長	ありがとうございました。本日上程いたしました議案は以上でございます。 次回の総会は5月25日(金)9時から横田庁舎3階大会議室で開催します。 以上で本日の総会を終わります。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 18番 ㊟

議事録署名委員 1番 ㊟

議事録署名委員 3 番 ㊟